

# 仙台市農業委員会第 36 回総会議事録

I. 開催日時 令和 3 年 5 月 27 日（木曜日）午後 1 時 30 分から午後 2 時 22 分

II. 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎 6 階 農業委員会委員室

III. 出席委員 (18 人)

会 長	1 番 佐々木 均		
会長職務代理者	2 番 中野 勲		
委 員	3 番 赤間 敬	4 番 大泉 権吾	5 番 大里 重市
	6 番 加藤 和江	7 番 加藤 和彦	8 番 菅野 則義
	9 番 郷古 雅春	10 番 佐藤 千治	11 番 菊地 郁夫
	12 番 佐藤 とみ		14 番 鈴木 通
	15 番 鈴木 正年	16 番 高橋 勝彦	17 番 松原 菊男
	18 番 嶺岸 若夫	19 番 結城 一吉	

IV. 欠席委員 (1 人) 13 番 品川 忠夫

V. 議事日程

1. 開会
2. あいさつ
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案
  - (1) 第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定の件
  - (2) 第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定の件
  - (3) 第 3 号議案 農地法第 2 条第 1 項の適用を受けない非農地証明願承認の件
  - (4) 第 4 号議案 土地区画整理事業予定地の農地の取扱いに係る意見を求める件
5. 協議
  - (1) 農業委員会事務の実施状況等の公表について
    - ・令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）
    - ・令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）
  - (2) 農地等の利用の最適化に関する意見について（案）
  - (3) 令和 4 年度農林関係税制改正要望（案）
6. 報告
  - (1) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出
  - (2) 農地法第 3 条の 3 の規定（相続等）による届出
  - (3) 農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知
  - (4) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による受理通知書の返戻に関する件
  - (5) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による受理通知書の返戻に関する件
  - (6) 農業委員・推進委員の最適化業務引継ぎマニュアル
7. その他
  - (1) 会長報告

(2) 事務局からの連絡事項

①その他事務局からの連絡事項

VI. 農業委員会事務局職員

事務局長	加藤 隆	事務課長	庄司 厚
主幹兼振興係長	山本 幸子	農地係長	八木 正志
振興係主査	内海 敏子	農地係主査	伊藤 秀宣
農地係主任	菊地 一郎	農地係会計年度任用職員	庄子 尚

VII. 会議の概要

1 開 会	開 会 (午後1時30分)
司会：主幹兼 振興係長	ただいまから仙台市農業委員会第36回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会佐々木均会長から、ごあいさつをお願いいたします。
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －
司会：主幹兼 振興係長	次に議長の選出ですが、仙台市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長を務めることとなっていますので、佐々木会長、よろしくお願ひいたします。
議 長 (佐々木会長)	本日は、13番品川忠夫委員から欠席の届けがありました。19人中18人出席ですので、会議は成立しております。 続きまして、議事録署名委員の指名ですが、私から指名することにご異議ありませんか。  (異議なし)
議 長	それでは、7番加藤和彦委員、8番菅野則義委員を指名いたします。
議 長	議案に入ります。 (午後1時32分) 第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。 調査委員会を、第二調査委員会が担当し、5月20日に実施いたしました。今回も、新型コロナウイルスの感染予防対策等のため、時短で行います。調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたします。総会において調査委員からの口頭報告は省略します。
	調査報告 (机上配布) (第二調査委員会嶺岸若夫委員長報告)

第1号議案の調査委員会の結果について報告します。調査委員会を5月20日に実施いたしました。調査は、9番郷古雅春委員、10番佐藤千治委員、17番松原菊男委員と私（18番嶺岸若夫委員）の4名で行いました。今回の申請は、売買による規模拡大が1件、使用貸借権の設定による農業承継が1件の合計2件です。番号1番の報告は17番松原菊男委員、番号2番の報告は10番佐藤千治委員です。

（17番松原菊男委員報告）

番号1番は、使用貸借権の設定により農業承継を図るものです。譲受人は現在、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で221aの農地を耕作しています。農業者年金を受給するため平成2年5月に経営移譲をしていましたが、令和2年10月29日に資材置場として一時転用したことに伴い、経営移譲年金が一時支給停止になっておりました。今回一時転用が終了し、農地に復元され、4月19日に完了届が提出されております。経営移譲年金受給を適正に受給するため、後継者に対し、あらためて使用貸借により経営を移譲するものです。5月12日に高橋孝夫農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地確認をしており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

（10番佐藤千治委員報告）

番号2番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は現在、トラクター2台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機4台（バインダー3台、ハーベスター1台）を所有し、家族2人で225aの農地を耕作しております。今回、自作地に隣接する畑を購入して、耕作利便を図り規模拡大を行うものです。5月11日に鈴木卓農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地確認をしており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

議 長

第1号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

（異議、意見等なし）

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

全員挙手と認めます。よって第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。

(午後1時33分)

議 長

第2号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

調査内容につきましては、番号1番から10番までを書面での報告とし、農地転用面積が3,000㎡を超え聞き取り調査を実施した番号11番については、調査委員会の結果を嶺岸若夫第二調査委員会委員長から報告願います。

調査報告（机上配布）

（第二調査委員会嶺岸若夫委員長報告）

第2号議案の調査結果について報告します。調査は、8番菅野則義委員、12番佐藤とみ委員、14番鈴木通委員、16番高橋勝彦委員の4名で行いました。今回の申請は、太陽光発電パネル設置に転用するものが5件、資材置場に転用するものが2件、土捨場に転用するものが1件、進入路に転用するものが1件、調整池に転用するものが1件、資材置場に一時転用するものが1件の合計11件です。番号1番から3番の報告は16番高橋勝彦委員、番号4番から6番の報告は14番鈴木通委員、番号7番から9番までの報告は12番佐藤とみ委員、番号10番と11番の報告は8番菅野則義委員です。

（16番高橋勝彦委員報告）

番号1番は、資材置場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、いずれの判断基準にも該当するものがなく、集落に接続していることから、第2種農地と判断しました。申請は、建設業者が田1,958㎡を転用し、資材置場に700㎡、駐車場（普通車16台、運搬車4台）に300㎡、通路等に958㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。また、仙台東土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、土捨場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、不動産業者が田7,329㎡を転用し、土捨場（住宅団地での建売住宅建設に伴う発生土）に4,635㎡、法面等に2,694㎡を利用するものです。その後、植栽（桜100本）し、桜園とする計画があります。計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、

目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。また、面積が 5,000 m<sup>2</sup>を超えていることから、仙台市杜の都の風土を守る土地利用調整条例の協定書の写しが提出されております。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号 3 番は、資材置場に一時転用するもので、賃借権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後 8 年以上経過している区域です。農地区分は、第 3 種農地に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内的の農地であることから、第 2 種農地と判断しました。申請は、建設業者が田 2,953 m<sup>2</sup>のうち 2,424 m<sup>2</sup>を市道改築工事のために一時転用し、資材置場に 1,070 m<sup>2</sup>、駐車場（運搬車 4 台・普通車 8 台）に 234 m<sup>2</sup>、通路等に 1,120 m<sup>2</sup>を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。また、仙台市岩切土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。なお、一時転用の期間は、令和 4 年 4 月 30 日までとなっており、農地復元計画書も提出されております。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

（14 番鈴木通委員報告）

番号 4 番は、太陽光発電パネル設置に転用するもので、賃借権の設定です。申請地は、都市計画区域外の農振地域外の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断しました。申請は、太陽光発電事業者が畑 589 m<sup>2</sup>を転用し、太陽光発電パネル 152 枚（発電出力 49.5kW）に 364.27 m<sup>2</sup>、通路等に 224.73 m<sup>2</sup>を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。賃借権の設定期間は、20 年間です。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号 5 番は、太陽光発電パネル設置に転用するもので、賃借権の設定です。申請地は、都市計画区域外の農振地域外の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断しました。申請は、太陽光発電事業者が田 1,482 m<sup>2</sup>を転用し、太陽光発電パネル 210 枚（発電出力 49.5kW）に 503.27 m<sup>2</sup>、通路等に 978.73 m<sup>2</sup>を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出さ

れております。賃借権の設定期間は、20年間です。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号6番は、太陽光発電パネル設置に転用するもので、賃借権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、中山間地域ではあるが、いずれの判断基準にも該当するものがないことから、第2種農地と判断しました。申請は、太陽光発電事業者が田1,539㎡を転用し、太陽光発電パネル210枚（発電出力49.5kW）に503.27㎡、通路等に1,035.73㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。また、仙台市大倉川土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。賃借権の設定期間は、20年間です。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(12番佐藤とみ委員報告)

番号7番は、太陽光発電パネル設置に転用するもので、賃借権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、太陽光発電事業者が田1,004㎡を転用し、太陽光発電パネル171枚（発電出力49.5kW）に409.81㎡、通路等に594.19㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。賃借権の設定期間は、20年間です。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号8番は、太陽光発電パネル設置に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、太陽光発電事業者が田2,010㎡を転用し、太陽光発電パネル324枚（発電出力49.5kW）に537.60㎡、メンテナンス車両の駐車スペースに200㎡、通路等に1,272.40㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号9番は、進入路に転用するもので、売買による（持分1/2）所有権移転です。申請地は、市街化調整区域内の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、太陽光発電事業者が田22㎡を転用し、太陽光発電パネル設置（番号8番）の進入路に22㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

（8番菅野則義委員報告）

番号10番は、資材置場に転用するもので、賃借権の設定です。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、建築業者が畑1,164㎡を転用し、資材置場に450㎡、駐車場（トラック3台・重機2台）に102㎡、ユニットハウスに40㎡、通路等に572㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。賃借権の設定期間は、20年間です。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

嶺岸若夫委員  
（第二調査委員  
会委員長）

第2号議案の番号11番については、8番菅野則義委員から報告します。

菅野則義委員  
（8番）

番号11番は、調整池に転用するもので、売買による所有権移転です。面積が大きいことから聞き取り調査を全員で実施しました。太陽光発電パネル設置に伴う調整池の設置ですが、一昨年の台風19号の影響で土砂が流出し、周辺に多大な影響を及ぼしたこと、また、地域住民の強い要望もあり、それに対応するために太陽光発電パネルを設置した事業地外にも新たに調整池を設置して防災対策を講じるものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、太陽光発電事業者が田27,468㎡、畑5,452㎡（田畑計32,920㎡）とため池等11,179㎡を含む事業面積44,099㎡を利用し、調整池に28,240㎡、駐車場（普通車6台・4t車3台）に173㎡、資材置場に300㎡、

通路等に15,386㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。以上のことから、防災対策上やむを得ないもの、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第2号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第2号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第2号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可することに決定いたします。

(午後1時42分)

議 長

第3号議案農地法第2条第1項の適用を受けない非農地証明願承認の件について、を上程いたします。調査内容につきましては、書面での報告とします。

調査報告(机上配布)

(第二調査委員会嶺岸若夫委員長報告)

第3号議案の調査結果について報告します。調査は、9番郷古雅春委員、10番佐藤千治委員、17番松原菊男委員と私(18番嶺岸若夫委員)の4名で行いました。今回の非農地証明願は、雑種地が1件です。申請地は、市街化調整区域で、現況は、駐車場です。願出事由は、平成8年4月に駐車場として、農地法第4条の転用許可を受け利用してきましたが、地目変更登記を行わず現在に至ったものです。確認資料である、議案書写し・固定資産税証明・現地写真・航空写真により非農地対象条件①(農地法第4条、第5条の規定により農地転用の許可を受けたもので、当該許可申請の目的通り転用が行われ非農地となったもの)に該当し、承認相当と調査しました。

議 長

第3号議案について調査の結果、承認相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)



議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。  
第3号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第3号議案農地法第2条第1項の適用を受けない非農地証明願承認の件については、承認することに決定いたします。

(午後1時43分)

議 長

第4号議案土地区画整理事業予定地の農地の取扱いに係る意見を求める件について、を上程いたします。調査内容につきましては、書面での報告とします。  
(新型コロナウイルス感染対策の関係から聞き取り調査を省略しております。)

調査報告(机上配布)

(第二調査委員会嶺岸若夫委員長報告)

第4号議案の調査結果について報告します。調査は、9番郷古雅春委員、10番佐藤千治委員、17番松原菊男委員と私(18番嶺岸若夫委員)の4名で行いました。土地区画整理事業予定地の農地の取扱いに係る意見を求める件です。調査報告は、9番郷古雅春委員です。

(9番郷古雅春委員報告)

第4号議案の調査結果を報告します。市街化区域に編入している区画整理事業予定地の農地の取扱いについて、意見を求められているもの。概要については別紙のとおりです。仙台市岩切羽黒前利府町神谷沢土地区画整理組合の設立に伴うもので、区画整理組合設立準備委員会から、意見を求められているものです。土地区画整理事業概要書など関係書類を検討した結果、区画整理事業後に農地としての利用はなく、すべて宅地になるものです。以上のことから、次のとおりの意見を付すことにいたしました。「1. 施行区域内に小作地等が存在する場合は、関係者と話し合いのうえ、後日、紛争等が生じないように充分配慮すること。2. 施行区域外農地への汚水の流出防止対策を施すなど、用排水の確保について支障のないよう万全な対策をすること。」

議 長

第4号議案について調査の結果、「1及び2の意見を付す」と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。  
第4号議案について、1及び2の意見を付すことに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第4号議案土地区画整理事業予定地の農地の取扱いに係る意見を求める件については、「1 施行区域内に小作地等が存在する場合は、関係者と話し合いのうえ、後日、紛争等が生じないように充分配慮すること。2 施行区域外農地への汚水の流出防止対策を施すなど、用排水の確保について支障のないよう万全な対策をすること。」の意見を付すことに決定いたします。

(午後1時45分)

議 長

続きまして、協議に入ります。

協議事項(1)「農業委員会事務の実施状況等の公表について」を事務局から説明願います。

事務局

— 説明 —

主に前年度との違う点を中心に説明いたします。

- ・令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)
- ・令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について説明
- ・農林業センサス2020の数字に直しが入った件

議 長

協議事項(1)について、ご質問・ご意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問がないようですので、(1)「農業委員会事務の実施状況等の公表について」は、承認といたします。

続いて、協議事項(2)「農地等の利用の最適化に関する意見について(案)」を事務局から説明願います。

事務局

— 説明 —

県農業会議が県知事や国に要望を伝える、「農地等の利用の最適化に関する意見」について、委員から意見が寄せられました。昨年の要望をベースに今回提出された意見を加えて事務局で集約いたしました。削除線や下線が入っている部分で、先週郵送いたしましたので、事前にご確認いただいていると思います。

議 長

協議事項(2)について、ご質問・ご意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問がないようですので、(2)「農地等の利用の最適化に関する意見について(案)」は、承認といたします。

続いて、協議事項(3)「令和4年度農林関係税制改正要望(案)」を事務局から説明願います。

事務局  
農地係長

— 説明 —

令和4年度農林関係税制改正要望について、課税特例が今年度末で適用期限を迎える項目について、事務局で検討した案を提案します。

議 長

協議事項(3)について、ご質問・ご意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問がないようですので、(3)「令和4年度農林関係税制改正要望(案)」は、承認といたします。

以上で協議事項を終了いたします。

(午後2時02分)

議 長

続きまして、報告事項に入ります。まず、農地関係から報告します。

(1)農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出から(5)農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知書の返戻に関する件までを事務局から報告願います。なお、質問については説明後、一括して受けます。

事務局  
農地係長

それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。

(1)農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については、1ページから2ページに記載のとおり、番号5012から5020まで9件の届出がありました。転用目的の内訳は、一般住宅への転用が4件、宅地・駐車場への転用が各2件、共同住宅への転用が1件ありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。

続きまして、(2)農地法第3条の3の規定(相続等)による届出については、3ページに記載のとおり3件の届出がありました。すべて相続による権利取得となっております。

続きまして、(3)農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知については、4ページに記載のとおり3件ありました。すべて合意解約によるものとなっております。

続きまして、(4)農地法第4条第1項第8号の規定による受理通知書の返戻に関する件は、5ページに記載のとおり1件ありました。

続きまして、(5)農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知書の返戻に関する件は、6ページに記載のとおり1件ありました。

農地関連の報告事項は、以上でございます。

議 長

報告事項(1)から(5)までについて、ご質問等はございませんか。

	(質問、意見なし)
議 長	質問等がないようです。 次に(6)農業委員・推進委員の最適化業務引継ぎマニュアルについて、事務局から説明願います。なお、質問については説明後、受けます。
事務局	— 説明 —(6)農業委員・推進委員の最適化業務引継ぎマニュアル 全体会で説明する予定でしたが中止となりましたので、退任の推進委員さんがいる区域では、農業委員さんからの説明をお願いします。
議 長	(6)農業委員・推進委員の最適化業務引継ぎマニュアルについて、ご質問等はいかがでしょうか。 これらは報告事項ですので了承願いたいと思います。 以上で報告事項を終了いたします。
	(午後2時10分)
議 長	続きまして、その他に入ります。質問については説明後、一括して受けます。 (1)会長報告を私から(佐々木均会長)報告します。資料5をご覧ください。
会 長	(会長報告)
議 長	続きまして、事務局からの連絡事項について、事務局から説明願います。
事務局	(2)事務局からの連絡事項について その他事務局からの連絡事項 (ア)令和3年度農地パトロール(利用状況調査)の日程等について (イ)「農業者年金受給権者現況届」の提出 (ウ)令和2年度業務報告 (エ)令和3年6月～7月の予定表 (オ)圃場整備(仙台東地区)の記録誌の紹介
議 長	その他についてご意見、ご質問等がございますか。
議 長	(意見なし)
司会：主幹兼振興係長	質問等はないようですので、その他について終了いたします。 他に何かありますか。 なければ以上で全てを終了いたします。
中野会長職務	それでは、閉会のあいさつを中野会長職務代理者からお願いします。

代理者

以上をもちまして、仙台市農業委員会第36回総会を閉会します。

閉 会

(午後2時22分)